漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十八号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十四条第三号、第百十五条第一項及び第三項、第百二十四条第二項第二号及び第三項第二号、第百二十五条の二、第百二十五条の十一第三項、第百二十六条第一項、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十一号中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業」に、「の幼魚」を「で」に、ふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のもの」に改め、同条第三十四号中「（かわはぎ）」を「（かわはぎ又はうまづらはぎ（以下「かわはぎ等」という。）」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十三号中「第三十一号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条中第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を第三十四号とし、同条第三十号中「第二十八号」を「第三十一号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条中第二十九号を第三十二号とし、第二十六号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、同条第二十五号中「第二十三号」を「第二十六号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十四号を第二十七号とし、第二十三号を第二十六号とし、同条第二十二号中「以後」を「から一年以内」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　小割り式三年魚しまあじ養殖業（しまあじで第二十三号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十三条中第二十一号を第二十三号とし、第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「以後」を「から一年以内」に改め、同号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　小割り式三年魚すずき養殖業（すずきで第十七号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十三条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐで前号に規定する日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十四条第一項の表小割り式二年魚すずき養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式三年魚ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚ふぐ養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚すずき養殖業	すずき（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚すずき養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）

第十四条第一項の表小割り式二年魚しまあじ養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式三年魚しまあじ養殖業	しまあじ（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚しまあじ養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。）

第十四条第一項の表小割り式かわはぎ養殖業の項及び同条第二項の表小割り式かわはぎ養殖業の項中「かわはぎ（」を「かわはぎ等（」に改める。

第十八条第一項中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、「小割り式二年魚すずき養殖業」の下に「、小割り式三年魚すずき養殖業」を加え、「及び小割り式二年魚しまあじ養殖業」を「、小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業」に改める。

第十八条の二第二項中「第十三条第二号、第三号、第八号から第十一号まで及び第十三号」を「第十三条第三十一号から第三十三号まで」に改める。

第十八条の四中「ほたて貝養殖業」を「ほたて貝等養殖業」に、「ものに限る。以下同じ。）及び」を「ほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）」に、「とする」を「、くるまえび養殖業、うに養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）及びほや養殖業とする」に改める。

第十八条の九中「ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に改める。

第十九条第二号中「かご」を「籠」に、「次号」を「第四号」に改め、同条第六号中「きん着網」を「巾着網」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「かご」を「籠」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　くい打ち式養殖施設（かき養殖業又は特定かき養殖業に供用するものに限る。）

第二十二条の三第十九号中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業及び小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、同条第二十二号中「及び小割り式二年魚すずき養殖業及び小割り式三年魚すずき養殖業」に改め、同条第二十五号中「及び小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業」を「、小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業」に改める。

第二十二条の六第一項第七号中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、「小割り式二年魚すずき養殖業」の下に「、小割り式三年魚すずき養殖業」を加え、同項第十号中「小割り式二年魚しまあじ養殖業」の下に「、小割り式三年魚しまあじ養殖業」を加え、同項第十号中「ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に改める。

第二十三条第一項中「特定貝類養殖業」を「特定貝類等養殖業」に、「ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「特定貝類養殖業」を「特定貝類等養殖業」に改め、同項第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五条第一項第二号中「別表第四十一号」を「別表第四十八号」に改め、同号の表中

小割り式二年魚ふぐ養殖業	二十五台	を	小割り式二年魚ふぐ養殖業 二十五台
小割り式二年魚すずき養殖業	二十五台	を	小割り式二年魚すずき養殖業 二十五台
小割り式二年魚しまあじ養殖業	二十五台	を	小割り式二年魚しまあじ養殖業 二十五台

に、「小割り式三年魚ふぐ養殖業 二十五台」に、「小割り式三年魚しまあじ養殖業 二十五台」に改め、同項